**資料３**

令和３年３月24日

県民生活課

県の申請書等における性別記載の見直しについて

１　目的等

生物学的な性（身体の性）と性自認（こころの性）が一致しない人たち（性同一性障害の方、トランスジェンダー）の中には、性別記載に悩んだり、性別の記載により、本人の了解なく第三者に暴露(アウティング)されないか不安を覚えたりするなど、精神的苦痛を感じる人もいます。

　　性の多様性に関する理解や配慮が求められるなか、県では、このような人たちの心情に配慮し、当事者に寄り添った取組として、申請書等の性別記載について、以下のとおり見直すこととしました。

２　対　象

　(1) 対象所属

　　　全庁（知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、各種委員会事務局）

　(2) 対象文書

　　ア　県が、県民に提出を求める文書（例：申請書、届出書、報告書等）のうち、性別記載欄を設けているもの。

　　イ　県が、県民に交付する文書（例：証明書、通知書、許可証等）のうち、性別情報を記載しているもの。

　　※　国などにおいて法令、要綱等により、記入・記載事項、様式等が定められており、県に見直しの裁量の余地のないものを除く。

３　見直し方針

(1) 県民に提出を求める文書で、性別記載の必要がないものは、性別記載欄を削除。

(2) 県民に交付する文書については、原則として性別情報を記載しない。

(3) 業務の性質上、やむを得ず性別情報が必要な場合は、性別記載方法を工夫する。

４　結　果

　・申請書等の様式中、性別記載欄のある文書（Ａ）　　　　　　　　４６２件

　・うち、国の法令や要綱等により様式等が定められている文書（Ｂ）１４９件

　　（県に見直しの裁量のない文書）

　・県に見直しの裁量がある文書（Ａ－Ｂ）　　　　　　　　　　　　３１３件

　・うち、性別欄の削除または性別の記載を工夫できるもの　　　　　２８５件（91.1％）

　　○　性別記載欄の見直しの検討状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | | 件数 | 割合 |
| 県に見直しの裁量がある文書 | | | ３１３ | 100.0％ |
|  | 性別記載欄を削除できるもの | | ２０８ | 66.5％ |
| 性別記載欄が必要なもの | | １０５ | 33.5％ |
|  | 性別記載の方法を工夫できるもの | ７７ | 24.6％ |
| 現行どおりとするもの  （業務の性質上、性別情報が必要なもの） | ２８ | 8.9％ |

５　今後のスケジュール

　　各所管課において、今年度中を目途に、業務の性質や様式の目的に応じて見直す。

　　また、今後新たに作成される文書の性別記載についても、この見直し方針により取り扱う。

＜参考１＞　３見直し方針(3)関係の例示

１　「業務の性質上、やむを得ず性別情報が必要な場合」とは

　　目標数値の策定や事業検証に男女比が不可欠な場合など、性別情報の利用に明確な理由があるもの。

|  |
| --- |
| 「業務の性質上、やむを得ず性別情報が必要な場合」の例示  １　統計上、収集する必要があるもの。  目標数値の策定や事業検証に活用している場合など  ２　男女共同参画の観点から収集する必要があるもの。  男女共同参画の推進状況及びその推進施策の実施状況について把握する必要がある場合など  ３　医療上、性別の情報を収集する必要があるもの。  医療サービスの提供（検査や治療など）に用いる場合など  ４　性別により配慮または対応を区別する必要があるもの  事業の実施にあたり、性別によって配慮したり、対応を区別したりする必要がある場合など（更衣室や宿泊施設の部屋割りなど）  ５　本人確認のため、性別の情報を収集する必要があるもの  本人確認の手続き上、戸籍上の性別情報を必要とする場合など |

２　性別記載方法の工夫（例示）

例①　男女の選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する。

性別　〔　男　・　女　・　回答しない　〕

※該当に○を付けてください。（記入は任意です。）

性別　〔　□男　・　□女　・　□〔　　　　〕　〕

※該当の□にレを付けてください。（記入は任意です。）

　例②　自由記載とし、未記入も可とする。

性別　〔　　　　　　〕

※答えたくない方は記入不要です。

　例③　男女の選択を必須とする理由を説明し、戸籍上の性別を記載してもらう。

性別　〔　男　・　女　〕

※　○○のため必要ですので、戸籍上の性別に○を付けてください。記載にお困りの方は係員にご相談ください。）

例④　県民に交付する文書の性別情報については、

・　性別欄を書類の裏面に移動する。

・　男女の別を英数字等で表記するなど、一見したところで性別の記載であることを分かりにくくする。

1

性別

男

（例）

　　　　　　　　　　　⇒

など、表示方法を工夫する。

＜参考２＞　県の申請書等における性別記載の見直しに係る主な見直し例

|  |  |
| --- | --- |
| 性別記載欄の削除 | ・県立学校の入学願書等（教育委員会）  ・ホール・会議室等利用者アンケート（文化振興課）  ・登山届・入山届（自然保護課）  ・くらしのアドバイザー応募申込書（県民生活課） |
| 性別記載方法の工夫 | ・県職員採用試験申込書（人事委員会）  ・公立学校教員採用選考検査願書（教育委員会）  ・審議会委員応募申込書（人事課）  （男女の記載を必須とせず、任意記載とする） |
| 現行どおり  （業務の性質上、性別情報が必要なもの） | ・警察官採用試験申込書（人事委員会）  　（性別により対応を区別する必要がある）  ・生徒調書（県立学校）  （性別により配慮または対応を区別する必要がある） |